かけがえのない一人ひとりの想いと行動を紡ぐまちづくり

# あなたの困った！にこたえる

# 社会福祉協議会です

社会福祉法人　東海村社会福祉協議会

# 目　　次


**どこに相談したらいいか分からない！**
福祉相談 …… 3

**金銭的に困った！**
小口資金貸付事業 …… 3
生活福祉資金貸付事業 …… 3

社会福祉協議会はあらゆる困難を抱える方を支援します …… 4

成年後見制度は、悪質商法から
あなたの財産を守る方法の一つです …… 6

こんな時はこの制度を …… 8

**家計のやりくりに困った！**
日常生活自立支援事業 …… 10
家計相談支援事業 …… 10

**財産管理や遺産相続で困った！**
成年後見制度（法定後見） …… 11
成年後見制度（任意後見） …… 14

**困っている方を地域で応援したい！**
東海村地域支え合い体制整備事業・
多機関の協働による包括的支援体制構築事業 …… 15

**分かりやすい説明のページ**
あなたはつぎのことで困ったことはありませんか？ …… 17

日常生活自立支援事業や成年後見制度をつかうと
東海村社会福祉協議会はどんなことをしてくれるの？ …… 18

日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する
お問い合わせ窓口 …… 19

**どこに相談したらいいか分からない！**

## ▶ 福祉相談

【問い合わせ】東海村社会福祉協議会事務局　TEL:282-2804

### サービスの内容

どこに相談したらよいか分からない、利用できる窓口や制度を知りたい、近所の人のことや家族のことで相談したい、既存の制度や仕組みでは解決が難しいなど、生活上の心配ごとや困りごとについて相談に応じます。

**時　間**　月～金曜日　8:30～17:15　　**相談員**　社会福祉士など

**金銭的に困った！**

## ▶ 貸付相談

【問い合わせ】生活支援ネットワーク係　TEL:283-0205

### 小口資金貸付事業

生活に困窮する世帯に対し、緊急必要な資金（上限10万円まで）を貸し付けして、生活立て直しに向けた相談や関係機関との調整を行いながら、安定した生活を支援します。

### 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進をはかることを目的に、資金を貸し付けます。

**【貸付種類】総合支援資金・福祉資金・緊急小口資金・不動産担保型生活資金　など**

### 貸付対象世帯

| 世帯区分 | 対象世帯 | | 所得基準等 ※1 |
|---|---|---|---|
| 低所得世帯 | 独立自立に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯 | 借受人の年齢は65歳未満 | 生活保護法にいう生活扶助基準の概ね1.7倍以内 |
| 障がい者世帯 | 障がい者 ※2 が属する世帯 | | 償還の際に生活保護基準以上の生活の見通しが立てられること |
| 高齢者世帯 | 日常生活上療養または介護を要する ※3 高齢者が属する世帯 | 65歳以上の高齢者 | 生活保護法にいう生活扶助基準の概ね2.5倍以内 |

- 「障がい者世帯」・「高齢者世帯」の方からの申請は、借受ける資金が世帯の障がい者または高齢者の本人のために利用される場合に限ります。
- 本制度は他法他制度を優先としますので、同じ目的で他法他制度を利用されている方及びこれから利用される方は対象外になります。

※1 所得基準　お住いの市町村や世帯構成の年齢、人数により異なります。

※2 障害者　原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方。または障害者総合支援法によるサービスを利用している等これらと同程度と認められる方。

※3 日常生活上介護を要する状態　介護保険法にいう「要介護1」以上。

**貸付には条件・審査がありますので、詳しくは職員へお問い合わせください。**

## 社会福祉協議会は
# あらゆる困難を抱える方を支援します

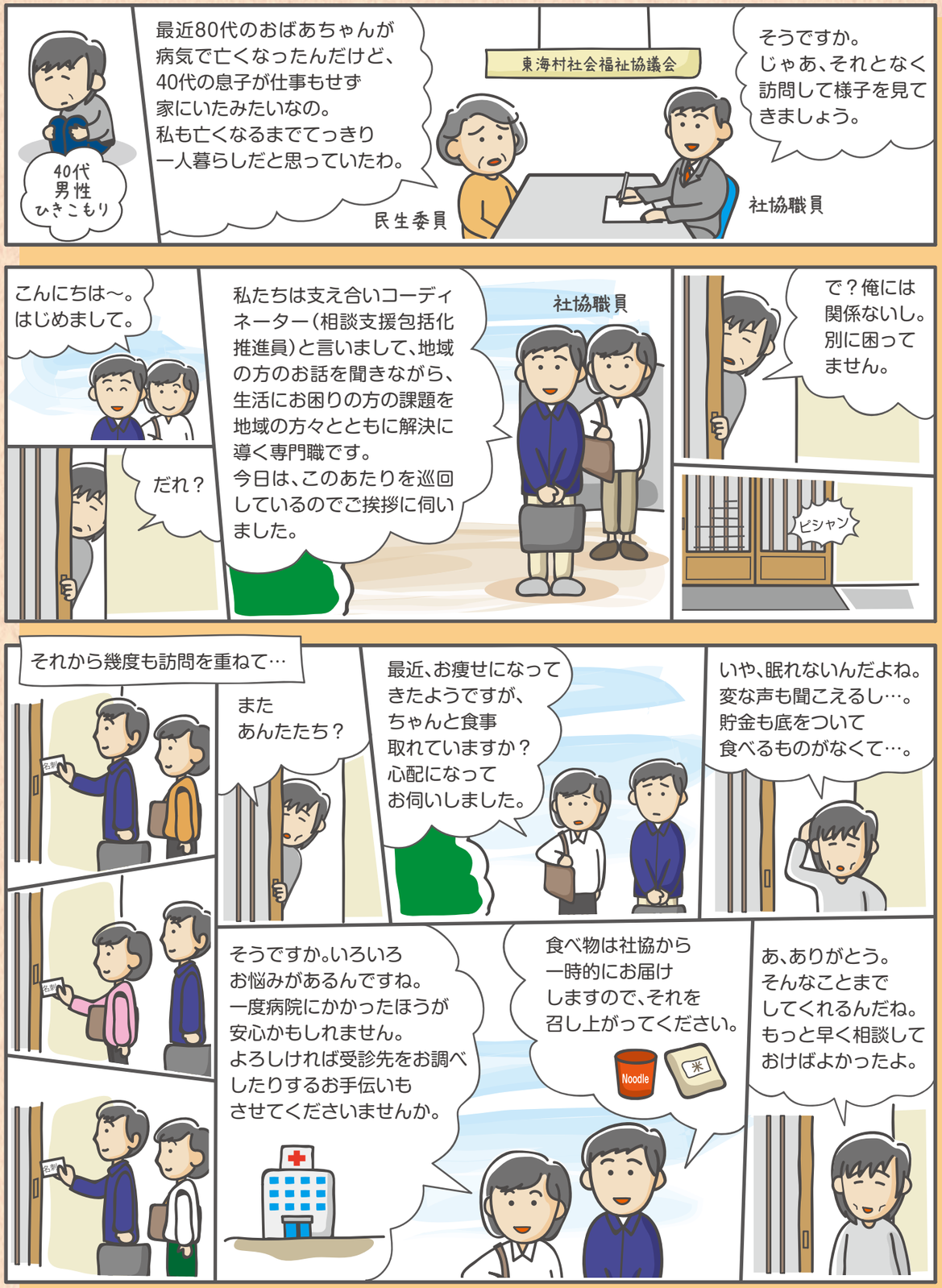




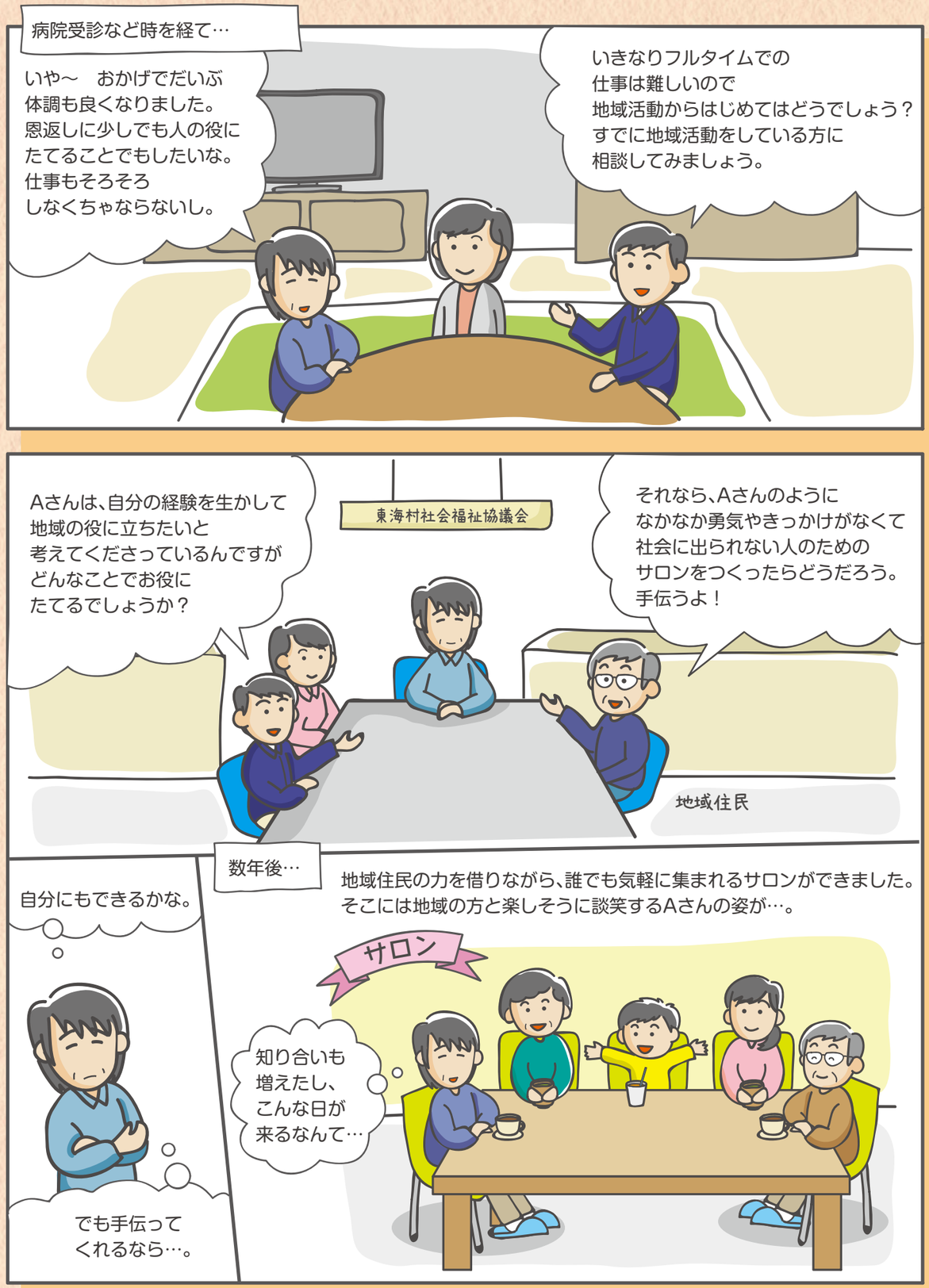




社会福祉協議会はあらゆる困難を抱える方を支援します

# 成年後見制度は悪質商法からあなたの財産を守る方法の一つです

成年後見制度は、悪質商法からあなたの財産を守る方法の一つです

# こんな時はこの制度を

＜ご利用できる方＞　認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、日々の暮らしに支障がある方が対象になります

| 判断能力の状況 | 判断能力あり | 不十分 | 著しく不十分 | 判断能力に欠ける | この制度を！ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ●買い物ができる<br>●契約行為を一人でするには不安がある | ●買い物ができる<br>●重要な契約行為は一人でできない | ●買い物ができない<br>●契約行為が全くできない<br>●意思疎通ができない | |

## 1 困っていること

- ●福祉サービスの利用など、日常生活についての心配ごと困りごと相談
- ●日常的なお金の出し入れ、生活費の管理
- ●預金通帳などの管理

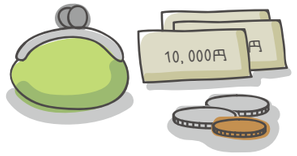


- ●福祉サービスを使いたいが利用の仕方が分からない。
- ●生活費を計画的に使えない。
- ●一人で決めることが不安。
- ●公共料金の支払いを忘れてしまう。
- ●通帳をなくしてしまう。
- ●使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまう。

本人との契約による利用

- ●生活支援員が定期的に訪問します。
- ●福祉サービスの利用相談にのります。
- ●日常生活費をお届けします。
- ●通帳などを預かります。

成年後見人等との契約による利用

**日常生活自立支援事業**

## 2 困っていること

- ●身上監護　生活に関する支援　＜施設入所契約、医療契約、介護契約など＞
- ●財産管理　金銭に関する支援　＜不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結など＞

- ●福祉サービスの選択や施設入所の契約の仕方が分からない。
- ●認知症の父の不動産を売却して入院費にあてたい。

補　助

- ●成年後見人等が選任され本人を法的に支援します。

保　佐

**代理権**
(例) 成年後見人等が代理人としてアパートの入居契約を行います。

**取消権**
(例) 高額な布団などを購入しても、成年後見人等が取り消すことができます。

後　見

**成年後見制度（法定後見）**

## 3 困っていること

- ●将来の判断能力が低下したときに備えたい

- ●一人暮らしの老後を安心して過ごしたい。
- ●高齢者施設などに入所するための契約をしたり入所費用を払ってもらいたい。

任意後見契約締結

任意後見開始

- ●任意後見監督人が選任されることにより任意後見が開始されます。
- ●自分で施設入所の契約ができないときは、任意後見人が代わりに契約します。

**成年後見制度（任意後見）**

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援範囲の比較

| | 日常生活に関すること | | | | 療養・看護に関すること | | | | 財産管理に関すること | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 日常生活の金銭管理 | 年金の受領に必要な手続き | 通帳や銀行印の保管 | 福祉サービスの利用契約 | 病院入院契約 | 医療・住居の確保 | 施設の入退所契約 | 手術同意 | 不動産の処分や管理 | 遺産分割 | 消費者被害の取消 |
| 日常生活自立支援事業 | ○ | ○ | ○ | △（手続き支援） | △（手続き支援） | × | △（手続き支援） | × | × | × | △（手続き支援） |
| 成年後見制度 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |

家計のやりくりに困った！

# 日常生活自立支援事業

【問い合わせ】生活支援ネットワーク係
TEL:283-0205

## サービスの内容

### 福祉サービスの利用援助

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の代行
- 入所・入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

### 日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- 預貯金の出し入れや解約等の手続き
- ご希望や状況に応じて、日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。

### 書類等の預かりサービス

- 希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします

| 預かることができるもの（書類など） | 預かることができないもの |
|---|---|
| ・年金証書　・預貯金通帳　・証書（保険証書、不動産権利書、契約書など）<br>・実印　・銀行印　・その他適当と認めた書類など（カードを含む） | ・宝石　・書画　・骨董品<br>・貴金属類など |

### 日常生活の事務手続きサービス

日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします

- 住宅改修や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- 住民票の提出などに関する手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリングオフ制度等）の利用手続き

## 利　用　料

ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。契約締結後の支援については有料です。

**サービス利用料** 1時間あたり **1,100** 円　**書類預かりサービス** 1ヶ月あたり **500** 円

※生活保護を受けている方は無料です。

# 家計相談支援事業

【問い合わせ】生活支援ネットワーク係
TEL:283-0205

家計に課題を抱える方に対し、家計状況の可視化等専門的な助言を行います。また、滞納（家賃・税金・公共料金等）の解消や各種給付制度の利用に向けた支援を行います。利用料は無料です。



財産管理や遺産相続で困った！

# 成年後見制度（法定後見）

【問い合わせ】生活支援ネットワーク係
TEL:283-0205

## サービスの内容

### 成年後見制度とは

判断能力に要支援課題が生じた方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を支援する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的権限を与えて本人に代わって法律行為ができるようにする制度です。

成年後見制度には**「法定後見制度」**と**「任意後見制度」**があります。

### 法定後見の内容

判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

家庭裁判所が本人の判断能力に応じて「補助人」「保佐人」「成年後見人」を選任します。

なお、成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などからも選任されます。

| 類　型 | 補　助 | 保　佐 | 後　見 |
|---|---|---|---|
| 判断能力の程度 | ●ほとんどのことは自分でできるが、契約や預貯金の管理には不安があり、本人の利益のためには他の人に支援してもらう方がいい状態 | ●日常生活では何とか自分で判断でき、簡単な財産管理や契約も自分でできるが、不動産の売買や大きな契約は難しい状態 | ●日常的な買い物も自分でできない<br>●日常的な事柄（家族の名前や自分の住所）が分からない<br>●意思疎通ができない　など |

## 法定後見でできること

※補助・保佐の場合は、付与された代理権・同意権の範囲内の行為に限ります。

**生活に関する支援　身上監護**

- 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
- 通院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席
  （ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません）
- 介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の異議申立てなど
- 年金や社会保険の手続き

**金銭に関する支援　財産管理**

- 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- 印鑑を扱うような契約行為
- 不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い

## 申立ての流れ

| | |
|---|---|
| 申　立　て | 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。（申立てに必要な書類は12ページをご覧ください） |
| 審判手続き | 家庭裁判所は、申立て書類を審査し、申立人や本人に面接するなどして実情を把握します。また、親族の方に問い合わせをすることもあります。さらに、本人の判断能力を判定するために鑑定が行われることもあります。 |
| 審　　判 | 家庭裁判所が後見等の開始と成年後見人等の選任の審判をします。必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。 |
| 告知・通知 | 本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知または通知されます。 |
| 成年後見登記 | 法務局に登記されます。戸籍には記載されません。 |

# 成年後見制度（法定後見）

【問い合わせ】生活支援ネットワーク係
TEL：283-0205

## 利用するには

**本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。**申立ては、本人の他に配偶者や四親等内の親族ができます。

本人に判断能力がなく、四親等内の親族もいない場合は、村長の申立てができます。

申立てを受けると、必要に応じて家庭裁判所の調査官が調査をしたり、医師による鑑定を行ったりする場合があります。

提出された書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）が選任されると、法定後見が開始されます。

## 報酬について

成年後見人等の報酬は、本人の財産や支援の内容に応じて、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。

また、報酬は原則として本人の財産の中から支払われます。

### 四親等の親族図

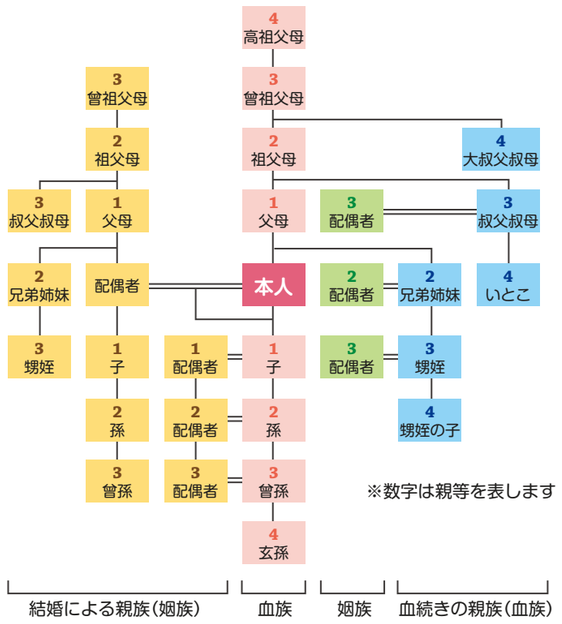


## 申立てに必要な書類と金額

※申立てをする家庭裁判所により必要書類が異なる場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 申立書 | 必要事項を記載したもの。家庭裁判所で配布しています。 | |
| 収入印紙 | 800円（申立て手数料。申立書に貼付します。）※代理権・同意権付与の申立ては各800円追加 | |
| 郵便切手 | 4,000円程度～5,000円程度（類型によって異なります。） | |
| 収入印紙 | 2,600円（成年後見登記用） | |
| 添付書類 | 申立人の | ●戸籍謄本、住民票　各1通<br>※申立人が本人と同じ戸籍、または同じ住民票に入っていれば不要 |
| | 本人の | ●戸籍謄本、住民票（戸籍附票でも可）　各1通<br>●成年後見に関する「登記事項証明書」<br>または「登記されていないことの証明書」（水戸地方法務局で発行できます）<br>●医師の診断書（家庭裁判所の定めた診断書）<br>●資産・収入などを証する資料（不動産登記簿謄本、預貯金通帳の写しなど）<br>本人以外の申立ての場合（家庭裁判所で配布される申立書に含まれている様式）<br>●申立てについての同意書（補助開始の場合）<br>●同意権・代理権の付与についての同意書（補助開始または保佐開始の場合） |
| | 成年後見等候補者の | ●戸籍謄本、住民票　各1通 |
| 鑑定費用 | 保佐・後見類型の場合は、医師による鑑定が必要となる場合があります。<br>鑑定費用は約5～10万円程度になります。 | |



# 社会福祉協議会がお手伝いできること

## 成年後見制度利用相談・申立支援事業

「成年後見制度」って何だろう？

家族や親族などで「成年後見制度」の申立てをしたいという方等に対し、制度を利用しやすくするための相談・助言、情報提供、申立て手続きの支援を行います。

## 成年後見制度法人後見受任事業

成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）は一般的に親族などから選ばれますが、親族等他に適切な支援が得られない場合、東海村社会福祉協議会が法人として成年後見人等をお受けします。

### 利用対象者

村内に居住地がある、親族等他に適切な成年後見人等が得られない方で、特に日常生活上の身上監護（生活に関する支援）が必要な方。入院・入所をされている方も対象となります。

ただし、東海村社会福祉協議会が法人として後見事務を受任する可否を、「法人後見受任審査会」において審査いたします。

### 村長申立てによる法人後見受任提供までの手順

東海村による村長申立てをする方について、東海村社会福祉協議会が法人後見受任の可否を審議します。審議の結果受任可能であれば、東海村地域包括支援センターが東海村社会福祉協議会を後見候補人として水戸家庭裁判所に申立てを行います。家庭裁判所による審判後、東海村社会福祉協議会が具体的な法人後見受任事務を行います。

**東海村社会福祉協議会による法人後見の流れと関係機関の役割（村長申立ての場合）**

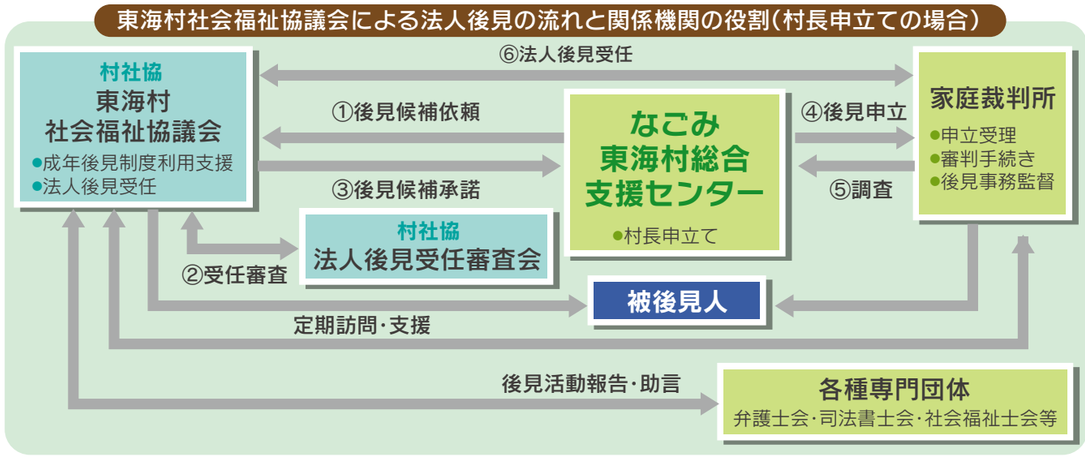


## 東海村成年後見制度利用支援事業

村では、成年後見制度をより利用しやすいものとするため、東海村成年後見制度利用支援事業を実施し、制度の利用や申立ての手続きに関する相談・支援を行っています。

**なお、本事業の窓口は「なごみ東海村総合支援センター」となっています。**

### 1.成年後見制度村長申立て

やむを得ない事情により、本人・親族が成年後見制度の申立てができない場合、村長による申立てを行います。

### 2.成年後見人等に対する報酬の助成

村内に住所を有し

（1）生活保護の被保護者　（2）村民税非課税者

（3）その他、報酬を負担することが困難であると村長が認めた者

に対し、報酬の全部又は一部を助成します。

助成限度額　**在宅生活者　28,000円/月　施設入所者　18,000円/月**



財産管理や遺産相続で困った！【成年後見制度（法定後見）】

財産管理や遺産相続で困った！

# 成年後見制度（任意後見）

【問い合わせ】生活支援ネットワーク係
TEL:283-0205

## 任意後見制度とは

**判断能力に問題がないうち**に、判断能力に要支援課題が生じたときの財産管理や施設への入所などの生活に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その人との間で任意後見契約を結んでおく制度です。

## 利用するには

**本人と任意後見人の間で、公証役場で公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。**

本人の判断能力に要支援課題が生じたときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをしますが、任意後見監督人が選任されて、初めて任意後見契約の効力が生じます。

## 任意後見人ができること

**代理権**　任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。（同意権、取消権は与えられません）

## 報酬について

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

## 任意後見契約に必要な書類と金額

| | | |
|---|---|---|
| 公正証書作成の基本手数料 | | 11,000円～17,000円 |
| 登記嘱託手数料 | | 1,400円 |
| 登記印紙代 | | 2,600円 |
| 用紙代 | | 文章の長さによって異なります。 |
| 添付書類 | 本人の | 印鑑登録証明書（運転免許証でも可）<br>戸籍謄本、住民票　各1通 |
| | 任意後見受任者 | 任意後見人となる人の<br>印鑑登録証明書（運転免許証でも可）<br>住民票　各1通 |

## 任意後見監督人選任の審判に必要な書類と金額

| | |
|---|---|
| 申立書 | 必要事項を記載したもの。<br>家庭裁判所で配布しています。 |
| 収入印紙 | 800円 |
| 郵便切手 | 約4,000円 |
| 収入印紙 | 1,400円 |
| 添付書類 | 任意後見契約公正証書の写し<br>それ以外は法定後見と同じです |

▼

**家庭裁判所に提出**

金額等についてはあくまでも目安なので、詳細は公証役場にお問い合わせください。

## 申立ての流れ

**任意後見契約の準備**
任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。
また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

**任意後見契約**
公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。

### ご本人の判断能力に要支援課題が生じた場合

**任意後見監督人選任の申立て**
本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人を監督する人）の選任の申立てを行います。

**任意後見監督人の選任**
任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。





困っている方を地域で応援したい！

# 東海村地域支え合い体制整備事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 事業の概要

「介護」「生活困窮」「子育て」など、地域にはこれらの問題を抱え“生きづらさ”“生活のしづらさ”を感じている方々がいます。両事業は、地域における様々な生活課題に対応すべく、平成28年度から開始された事業です。

大きな特徴として、両事業とも調整役となるコーディネーターが配置され、各種相談について、関係機関と連携を図りながら、地域にある様々な資源を結び付け“支え合いの仕組みづくり”（支援ネットワークの構築）を行っていきます。また、住民の皆様と共に地域課題について話し合いを行う場を設けています（地域支え合い推進会議・相談支援包括化推進会議）。会議では、関係機関同士の連携について話し合ったり、地域にない資源について新たなサービスを考えたりと、様々な役割を担っていきます。

地域内で相談支援やサービス調整を行うコーディネーター（調整役）が配置されました。

地域内で連携やサービスを話し合う場（地域支え合い推進会議・相談支援包括化推進会議）が設けられました。

## コーディネーター（調整役）とは？

地域づくりの専門員として、介護や生活困窮、子育てなど、地域における様々な生活課題に対応する福祉サービスの調整役です。関係機関や地域住民の方々とのネットワークを持つことで、これまで制度の“はざま”で対応が難しかった地域課題などに対し、柔軟に対応していける“仕組みづくり”を担っていきます。

主な役割は以下のとおりです。

- 住民の生活課題に対する相談支援
- 住民主体の支援活動の推進・調整
- 既存の地域資源、他施策の活用（地域ニーズと地域資源のマッチング）
- 支援者間のネットワーク化
- サービスの開発・発掘のための取り組み　など

様々な生活課題に対応する相談役です！

## 地域支え合い推進会議・相談支援包括化推進会議とは？

支援者間のネットワークを深めるための話し合いの場となります。専門機関の職員をはじめ、支え合い活動の実践者や団体同士が連携するための組織です。コーディネーターが東海村全域を対象とする会議と、地域単位で行う会議を整備し、より身近な範囲で地域課題について話し合いを行っていきます。

## 支援の流れ・イメージ

**1** 地域における様々な困りごと（ニーズ）に対して、コーディネーターが相談を受けます。

**2** コーディネーターは各種専門機関と連携したり、地域資源の活用を図りながら、地域での課題解決に向けた調整を行います。例えば、

**1** 生活困窮の課題を抱える世帯
**総合相談支援事業での対応 等**

**2** 子育て支援の課題を抱える世帯
**子育てサロンを紹介する 等**

といった形で調整します。

**3** 関係機関同士の話し合いの場も調整します。地域資源同士のネットワーク化も図り、様々な課題に柔軟に対応できる“仕組みづくり”を行っていきます。

**4** 地域にない資源については、地域住民との連携のもと、開発をしていきます。

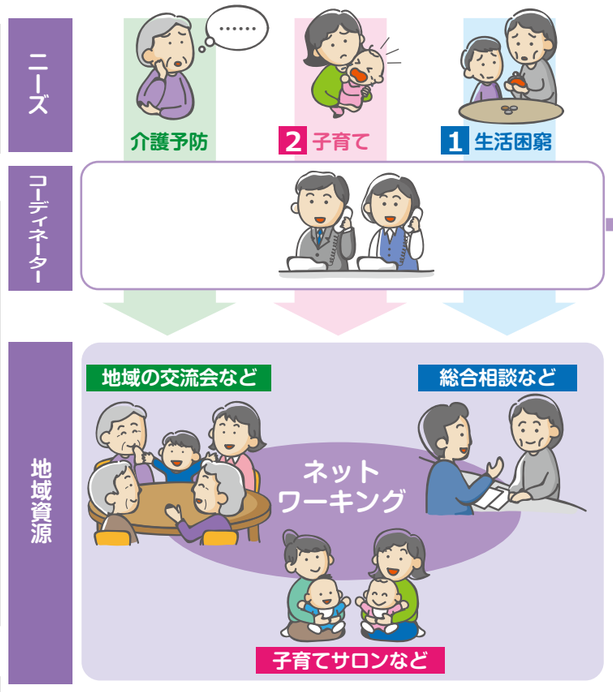


### 生活課題を感じたら…

**課題を抱えている方が近所にいたら…**
**まずは社会福祉協議会にご相談ください！そのためのコーディネーターです！**

支え合い体制の構築で鍵となるのは「ネットワーク」です。小さな相談でも新たな支援につながる“ニーズ”となるかもしれません。

皆さまが地域内で感じている“困ったこと”を地域で共有したり、相談や報告を受けることもネットワークづくりにつながっていきます。逆に、支える側として「地域活動を始めたい」といった相談でも構いません。

まずはお気軽に相談ください。

地域の心配ごとや活動の第一歩など…
まずは「支え合いコーディネーター」「相談支援包括化推進員」にご相談ください！

**東海村社会福祉協議会　生活支援ネットワーク係**
**TEL:029-283-0205**

## 分かりやすい説明のページ

# あなたは次のことで困ったことはありませんか？

### 福祉サービスを利用したい

近くにどんな施設があるのかな？
通うとき いくら利用料が
かかるのかな？

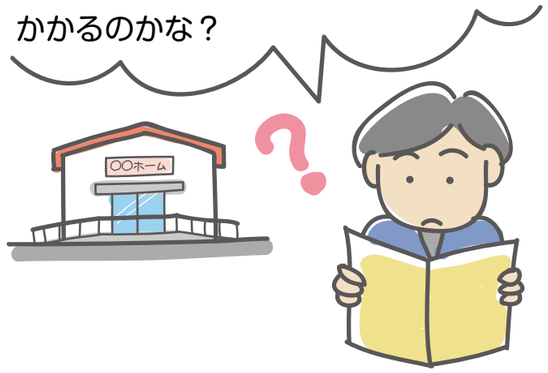


### 役場から　書類がきたけど

どう書いて いつまでに出すのかな？
電話代 こんなに
使ったかな？

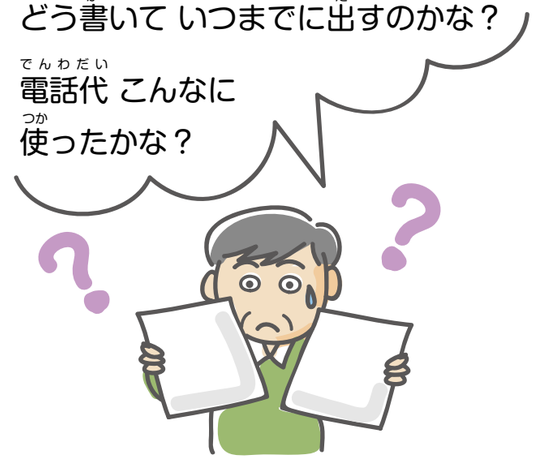

### お金の使い方に 不安がある

お給料や 年金で１か月暮らせるかな？
家賃や 電気代を 払うのを
忘れてしまう
訪問販売で たくさん
頼んだら どうしよう…。

### 通帳や財産の管理が心配だ

将来のために貯金しているけど
失くしたり 盗られたり しないかな？

**こういうときに　あなたの暮らしを守るサービスがあります。**
**日常生活自立支援事業と成年後見制度といいます。**
**あなたの生活とお金を守るために**
**東海村社会福祉協議会　がお手伝いします。**

分かりやすい説明のページ

# 日常生活自立支援事業や成年後見制度をつかうと東海村社会福祉協議会はどんなことをしてくれるの？

人によってもちがいますが、例えば…

1. どんな福祉サービスが使えるのか一緒に考え 使えるときの手続きなどを手伝ってくれます。
2. 役所へ出す 書類の書き方や 家賃や水道代などの払い方を教えてくれます。
3. 次のお給料をもらうまで また 年金が入るまで ちゃんと生活できるよう お金の上手な使い方を 教えてくれます。
4. 家に置いておくと心配な通帳などを 安全に預かってくれます。
5. 施設に入ったり アパートに住む契約を 代わりにしてくれます。
6. 高価な布団などを買っても あなたの代わりに取り消すことができます。
7. 家や土地を あなたの代わりに 売ったり 分けたりできます。

## ほかにも困ったことがあれば相談にのってくれます

どうすれば使えるの？

東海村社会福祉協議会に
相談してください。
相談は無料です。秘密も守ってくれます。
安心して頼んでください。

東海村社会福祉協議会では
こども　障がいのある方　高齢者
みんなが 一人で困らないよう あなたらしい生活 をお手伝いします。





日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する

# お問い合わせ窓口

## 東海村社会福祉協議会

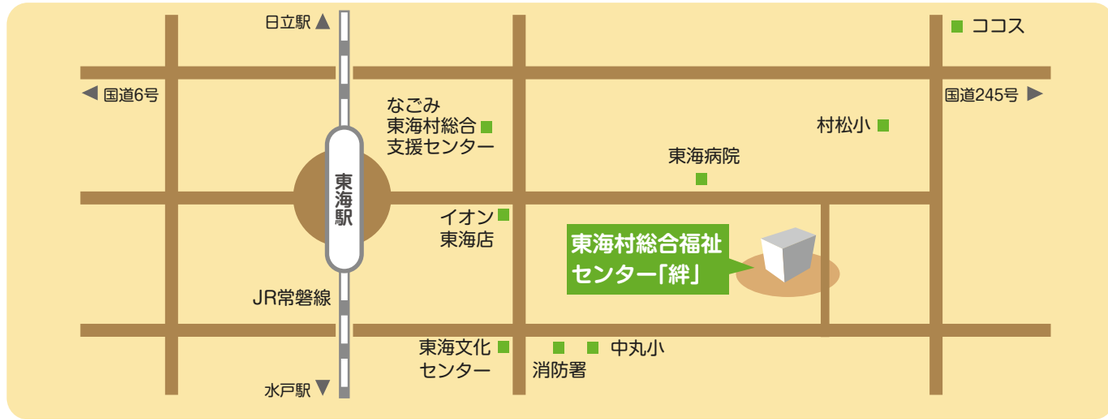


TEL：029-282-2804（代表）
029-283-0205（直通）
FAX：029-283-4535

〒319-1112　茨城県那珂郡東海村村松2005番地
東海村総合福祉センター「絆」内
E-mail：tokai@t-shakyo.or.jp
URL：http://www.t-shakyo.or.jp　クリック！ 東海村社協後見 検索

## 各種相談機関

### 成年後見制度申し立ての支援や身寄りがない方等の法定後見申し立てについて

| お問い合わせ先 | 所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| なごみ東海村総合支援センター | 〒319-1118<br>東海村舟石川駅東3-9-33 | TEL：029-287-2525<br>FAX：029-282-3538 |

### 成年後見制度・任意後見制度について

| お問い合わせ先 | 所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 水戸家庭裁判所 | 〒310-0062<br>水戸市大町1-1-38 | TEL：029-224-8175 |
| 茨城県弁護士会 | 〒310-0062<br>水戸市大町2-2-75 | TEL：029-221-3501<br>FAX：029-227-7747 |
| 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 | 〒310-0063<br>水戸市五軒町1-3-16　茨城司法書士会館内 | TEL：029-302-3166<br>FAX：029-302-3177 |
| 一般社団法人茨城県社会福祉士会 権利擁護・成年後見センター「ぱあとなあいばらき」 | 〒310-0851<br>水戸市千波町1918　茨城県総合福祉会館5階 | TEL：029-244-9030<br>FAX：029-244-9052 |

### 任意後見制度・公正証書について

| お問い合わせ先 | 所在地 | 連絡先 |
|---|---|---|
| 水戸合同公証役場 | 〒310-0801<br>水戸市桜川1-5-15　都市ビル1号6階A | TEL：029-231-5328<br>FAX：029-221-8758 |

社会福祉法人
**東海村社会福祉協議会**

〒319-1112　茨城県那珂郡東海村村松2005番地　東海村総合福祉センター「絆」内
TEL：029-282-2804（代表）　029-283-0205（直通）　FAX：029-283-4535
E-mail：tokai@t-shakyo.or.jp　URL：http://www.t-shakyo.or.jp